

評議員会會議資料

(令和4年度 第2回)

提案書

令和4年12月21日（水）

社会福祉
法 人 神栖市社会福祉協議会

令和4年度 第2回 神栖市社会福祉協議会評議員会
提案書

提案日：令和4年12月21日（水）

1. 提案事項

議案第1号 補欠役員の選任（案）について

議案第1号

補欠役員の選任（案）について

＜提案理由＞

現在理事である 今郡利夫 氏、岩月榮子 氏と監事である徳永正克 氏について、民生委員の任期満了退任または選出母体である神栖市連合民生委員児童委員協議会内の令和4年12月1日付役職交替により、後任理事および監事を選任する必要があるので、定款第21条及び役員選任規程第2条の規定に基づき新たに役員を選任するものです。

別添の選任案について同意願います。

令和4年 12 月 21 日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会長 石田 進

社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会役員選任規程（抜粋）

（理事）

第2条 理事は、評議員会において、概ね次の個人又は団体の中から選任し、会長が委嘱する。

- (1) 社会福祉事業を経営する団体の役職員
- (2) ボランティア活動を行う団体の代表者もしくは代表者が推薦した者
- (3) 社会福祉事業について学識経験を有する者
- (4) 地域の福祉関係者、社会福祉に關係のある団体の代表者もしくは代表者が推薦した者
- (5) 議会
- (6) 行政関係者

2 前項に定める具体的選出区分については別表のとおりとする。

第2条関係別表

選出区分
1. 社会福祉事業を経営する団体の役職員 (内訳) 高齢者関係福祉施設 障害者関係福祉施設 本会が経営する社会福祉施設の施設長 等
2. ボランティア活動を行う団体の代表者もしくは代表者が推薦した者
3. 社会福祉事業について学識経験を有する者
4. 地域の福祉関係者、社会福祉に關係のある団体の代表者もしくは代表者が推薦した者 (内訳) 企業関係団体 民生委員児童委員協議会 行政委員連絡協議会 更生保護女性会 P T A連絡協議会 等
5. 議会
6. 行政関係者
合計(15~18名)

（監事）

第3条 監事は、評議員会において、概ね次の個人又は団体から選任する。

- (1) 社会福祉法第44条に規定する財務管理について識見を有する者
- (2) 社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者

役員選任案

前 任 者			後 任 者 選 任 案	
役職名	氏 名	選出区分 (選出時の役職)	氏 名	選出区分等
理事	今郡 利夫	神栖市連合民生委員児童 委員協議会（会長） ※H25. 12. 21 理事就任	篠塚 洋一	神栖市連合民生委員児童 委員協議会 ※R4. 12. 1 会長就任
理事	岩月 榮子	神栖市連合民生委員児童 委員協議会（副会長） ※R02. 04. 01 理事就任	須之内正昭	神栖市連合民生委員児童 委員協議会 ※R4. 12. 1 副会長就任
監事	徳永 正克	神栖市連合民生委員児童 委員協議会（神栖地区民 協副会長） H29. 06. 07 監事就任	森本 政一	神栖市連合民生委員児童 委員協議会 ※R4. 12. 1 神栖地区民協 副会長就任

※ 任 期：令和5年度定時評議員会終結時まで（残任期間）

<資料> 本会定款、規程等（抜粋）

< 定 款 (令和4年4月 改定) >

(評議員の任期)

第10条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠によって就任した評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

3 評議員は、第6条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員会の構成)

第11条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第12条 評議員会は、次に掲げる事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) その他、評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(評議員会の議長)

第15条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(評議員会の決議)

第16条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わる能够のものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があつたものとみなす

(評議員会の議事録)

第17条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

(役員の任期)

第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

< 役員選任規程 (平成29年4月一部改訂) >

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会定款第21条に規定する役員の選任等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(理事)

第2条 理事は、評議員会において、概ね次の個人又は団体の中から選任し、会長が委嘱する。

- (1) 社会福祉事業を経営する団体の役職員
- (2) ボランティア活動を行う団体の代表者もしくは代表者が推薦した者
- (3) 社会福祉事業について学識経験を有する者
- (4) 地域の福祉関係者、社会福祉に関係のある団体の代表者もしくは代表者が推薦した者
- (5) 議会
- (6) 行政関係者

(退任)

第4条 前2条の規定により、公職又は施設、団体等からの選出で役員となった者が、任期中その職を辞辞又は団体等を退会したときは、役員の職を退任するものとする。ただし、定款第18条に定める定数に足りなくなるときは、退任後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(欠員補充)

第5条 役員に欠員が生じた場合は、第2条又は第3条に規定するところにより選任する。